

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

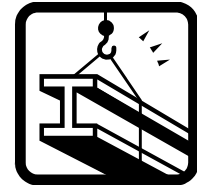
平成26年2月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）」

昭和48年「無災害 正しい手順の積み重ね」

昭和62年「健康は 事故も防げば 身も守る」



☆身体のだるさ、伸ばしていますか？ ☆健康診断の受診はされていますか？

首・手首・足首・ひじ・ひざ・・・ゆっくりくるくるまわして柔らかくしておきましょう。同じ作業を続けていると、こわばったりしているかも知れません。気が付いた時にはくるくる動かして、身体のだるさを柔軟に保っておきましょう。事故防止につながります。

当協会では、『年度内（3月31日まで）に1回「自主的な健康診断」の受診費用補助』を行っています。まだ健康診断を受診されていない一人親方さんは、この機会に、ぜひ受診して下さい。毎日元気に健康に！！（詳細はH/P・会員様の特典にあります。）ご連絡いただければ、ご説明いたします。

◆労災豆知識

労災保険って？

* 労災に特別加入していると、いざという時に何をしてもらえるの？

ケガをした場合や休業した場合、傷害が残った、介護が必要になった・・・万が一亡くなられた場合に補償があります。加入者本人にはもちろんのこと、家族にも万が一の場合の補償があるのです。加入者本人の作業中のケガだけではなく、通勤（現場に向かう途中・現場間の移動・帰宅中）の事故も補償の対象になります。

* 一人親方が労災特別加入しておく必要は？

一人親方さんが、現場で作業を行う時の「現場」は、元請さんが現場労災加入をしています。が、その現場の労災は、元請さんや下請さんに雇用されている従業員（労働者）にしか適用されません。一人親方さんは自営業者の扱いとなり、ここでするところの従業員（労働者）にはならない為に、その現場で万が一事故を起こしても、元請さんの労災の適用を受ける事が出来ないのです。この場合、独自で「一人親方労災特別加入制度」に加入しておけば、万が一のケガにも自己負担なく治療を受ける事が出来ます。日々の治療費や、休業した場合の生活補償などの不安をなくすためにも、「作業中（通勤途中）いつ・なんどき」の為に、労災特別加入制度に加入しておく必要があります。

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
（安達社会保険労務士事務所）

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！ [H/P http://www.oyakatar.jp/](http://www.oyakatar.jp/)